

第 21 期文化審議会第 1 回総会（第 84 回）

開催日時 令和 3 年 4 月 5 日（月）10：00～11：30

場 所 オンライン開催

議 題 （1）会長等の選任
（2）文化政策部会等の設置について

出席者 ・ 委 員： 佐藤委員（会長）、井上委員、岩崎委員、大淵委員、沖森委員、
河島委員、河野委員、島谷委員、茶園委員、中江委員、西岡委員、
浜田委員、藤井委員、松田委員、宮崎委員、渡辺委員
・ 文化庁： 都倉長官、矢野次長、杉浦次長、出倉審議官、榎本審議官、
豊城文化財鑑査官、日向政策課長、山田企画官、平山企画調整課長、
寺本文化経済・国際課長、柳澤国語課長、篠田文化資源活用課長、
田村文化財第一課長、鍋島文化財第二課長、安井参事官（文化創造
担当）、梶山参事官（芸術文化担当）、飛田参事官（文化観光担当）、
福井参事官（食文化担当）、その他関係官

議事録

※第 21 期文化審議会委員を事務局より紹介。

※文化審議会会長の選任及び会長代理の指名が行われ、会長に佐藤委員、会長代理に島谷委員が選ばれた。

【佐藤会長】 これより文化審議会第 84 回の議事を公開いたします。

ただいま会長として選任されました佐藤信でございます。まずは、今期文化審議会の開会に当たりまして、会長として一言御挨拶申し上げたいと思います。

昨年に引き続きまして、文化審議会の会長に就任いたしました佐藤信でございます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、文化芸術に関する多くの活動が縮小や自粛を余儀なくされました。今年度は、この 1 年の間取り組んだ対策やその経験を踏まえながら、アフターコロナの文化政策についてしっかりと本審議会で議論していくことが必要だと考えております。

委員の皆様に積極的に御意見を頂きながら、新長官の下で引き続き、芸術文化活動の振興や文化財の保存と活用の充実のほか、日本語教育の推進や、著作権等制度の整備、国際

交流の進展など、幅広い分野に取り組んで、文化芸術立国の実現につなげてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本審議会における文化政策の調査審議や円滑な議事運営のために、是非御協力をお願いしたいと存じます。今後1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、4月1日付で着任されました都倉新長官から御挨拶を頂きたいと思っております。

【都倉長官】 4月1日から長官を拝命いたしました都倉でございます。このコロナ禍において自宅で様々な活動を余儀なくされている先生方におかれましては、今日は御参加いただきまして誠にありがとうございます。

私も、平成29年まで文化審議委員を務めさせていただいておりまして、今日も佐藤先生、大渕先生をはじめ、昔、御一緒させていただいた先生方のお顔が散見されるのを非常に懐かしく思っている次第です。

このコロナ禍で、日本の文化芸術に携わる皆さんは本当に苦勞されております。国もいろんな施策を講じておりますが、まだ完全とは言えない状態で、様々な形で文化芸術に従事されている皆さんは本当に苦しい思いをされていると思います。何とかこの困難な時期を乗り越えるためには、このコロナ禍はいつしか収束するわけですが、この収束するまでの間に、私の周りにも若い優れた音楽家、アーティスト、また創造者、創作者、いろいろ本当に苦勞されているわけでありまして、この自分のキャリアを諦めてしまおうかというような苦勞をされている、つまり、離職をされようとしている方もいるぐらいな状況です。このコロナ禍が収束した暁に、さあ、みんなでこれから日本の文化芸術を前に進めていこうというときに、周りを見ましたら、そういう優秀な才能ある人たちがいなかったと。こんなことでは、日本の文化芸術立国という実現に向けて進めなくなってしまうわけです。ますます文化庁としても、国としても、こういう皆さんを援助するということが満身の努力をしていかなければならないと考えております。

本日は、今年度1回目の文化審議会総会であり、皆様からの御挨拶や、文化政策全般への御意見を賜るということになっております。よろしくお願いしたいと思います。また今後1年間、各部会・分科会において精力的な審議を行っていただくことをお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。是非御活躍をお願いしたいと思います。

都倉長官には別の用務がございまして、これにて退席していただくこととなります。ど

うもありがとうございました。

【都倉長官】 どうもありがとうございました。

【佐藤会長】 それでは、本日は今期最初の審議会ですので、本審議会の概要と運営上の規則等について確認しておきたいと思います。また、併せて各分科会への委員の分属についても確認したいと思います。

なお、本審議会委員は4月1日付で発令されております。各分科会に属する方につきましては、その発令書に分属を記してありますので、御覧いただければと思います。また、資料3にもその分属を記しておりますので、御確認いただければと思います。

これらの点につきまして、事務局から説明をお願いします。

【山田企画官】 事務局の政策課、山田でございます。

まず、資料2を御覧ください。本審議会の概要でございます。文化審議会につきましては、平成13年1月6日付で設置されておまして、従来ありました国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合したものとなっております。所掌事務につきましては、2にあるとおりでございます。

本審議会の構成ですが、4つの分科会がございまして、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会となっております。また、これらの分科会のほかに、必要に応じて部会を設置するということになってございます。

最近の主な答申については、以下のとおりでございます。直近のものとしては、平成30年の文化芸術推進基本計画が総会の答申となっております。

それから、各委員の分属でございますが、資料3に各委員の所属する分科会について掲載しております。こちらの分科会にお名前がない委員もございますが、お名前がない委員については、後ほどお諮りする部会に属するということになってございます。

それから、本審議会の運営について、参考資料にお配りしております。特にここで確認しておきたいのは、公開についてでございます。参考資料3に文化審議会の公開についてというのがございます。本審議会につきましては、1ポツにございますように、人事に係る案件その他、(1)、(2)、(3)に掲げる事項のほかは、原則として公開となっておりますので、御承知おきいただければと思います。

説明は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、委員の皆様から御質問等があればお願いした

と思います。挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、各分科会のほか、本審議会の下に部会を設置することを予定しておりますので、その内容について皆様にお諮りしたいと思います。

この点についても事務局から説明をお願いします。

【山田企画官】 資料 4～8 を御覧いただければと思います。

本審議会は 5 つの部会の設置をさせていただければと考えております。

まず、1 つ目が文化政策部会でございます。こちらの部会につきましては、文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について等を調査審議事項としたいと思っております。構成につきましては、資料にございますとおり、正委員から河島委員、松田委員 2 名。その他の委員につきましては資料のとおりでございます。

続いて資料 5、美術品補償制度部会でございます。こちらにつきましては、審議事項としましては、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属せられた事項等について審議をするものでございます。また、部会の議決につきましては、2 ポツの (1)、(2) に掲げる事項については、部会の議決をもって審議会の議決とするということでございます。構成につきましては、資料にありますとおり、正委員について宮崎委員、その他は資料のとおりでございます。

続いて資料 6、世界文化遺産部会でございます。世界文化遺産部会の調査審議事項としましては、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項ほか、資料にあるとおりでございます。こちらの部会の議決につきましても、部会の議決をもって審議会の議決とするということでございます。構成については、正委員として佐藤委員と松田委員、その他については資料のとおりでございます。

続いて、無形文化遺産部会でございます。資料 7 でございます。こちらの部会の調査審議事項としては、無形文化遺産の保護に関する条約の実施に関し、文化庁で講ずべき施策に関する基本的事項その他の、資料にある調査事項でございます。部会の議決につきましても、審議会の議決とするということでございます。構成については、正委員として岩崎委員、松田委員、河島委員の 3 名のほか、資料のとおりでございます。

最後に、博物館部会でございます。こちらの部会の調査審議事項としましては、博物館の振興に関する事項についてでございます。構成は、正委員として島谷委員と宮崎委員の 2 名、その他は資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの件につきましても、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの資料4～8のとおり、文化政策部会、美術品補償制度部会、世界遺産部会、無形文化遺産部会、博物館部会の5つの部会の設置について、決定したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、皆さんうなずいていただいていますので、異議なしということでよろしいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 ただいまの案のとおり決定して、それぞれの部会について、構成委員を先ほどの資料のとおり指名させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上で、今期審議会の発足に当たっての手續は終了ということでございます。ありがとうございました。

そこで、引き続き、本日は今期1回目の会議となりますので、委員の皆様の自己紹介も兼ねて、お一人ずつ御意見や抱負などをいただければと思います。これも引き続き公開の場でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。私のお話は先ほど申し上げましたので、名簿の順番で、委員の皆様に御意見、御抱負をいただければと思います。

それでは、最初に井上委員、お願いいたします。

【井上委員】 聞こえておりますでしょうか。一橋大学大学院の井上でございます。私は弁護士や企業法人を対象とするビジネスローに特化した社会人大学院で教えております。専門は著作権法をはじめとする知的財産法でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、公文書管理委員会の委員、それから国立公文書館の関係の仕事もしており、人間の営みの記録を活用し、後世につないでいくことの重要性も日々感じておりまして、本審議会での文化財の保護・活用にも大きな関心を持っております。

専門の著作権法について一言申しますと、今日の著作権制度の原型は、19世紀後半にベルヌ条約という条約ができて、今日私たちが知る姿が完成しました。その後、映画や写真、レコード、放送、家庭用複製機器、インターネットと、新たな表現技術や情報伝達

手段が生まれるたびに、もとの制度に建て増しや修繕を続けながら今日に至っています。著作権法については、こここのところ毎年のように重要な改正が続いておりますが、社会全体で進むデジタルトランスフォーメーションに対応するために、様々な部分の修繕や建て増しが行われているということができます。

現在の視点から見ますと、19世紀型の著作権制度の立てつけには、著作物の最終利用者である一般市民の利益を反映しづらいという構造的な問題があります。19世紀とは社会構造も大きく変化しておりますので、いっそのこともう建て替えできないかという誘惑に駆られることもございます。しかし、一度完成した社会制度……。

【佐藤会長】 すいません。今、途中でフリーズしてしまったのですが、最後のところをもう一度おっしゃっていただけると幸いです、いかがでしょうか。井上委員、聞こえていますか。

【山田企画官】 1回退室されたようですので。

【井上委員】 恐れ入ります。

【佐藤会長】 すいません。今、最後のほうでフリーズしてしまって、ちょっと伺えなかったのですが、最後のほうをもう一度お願いできるとありがたいのですが。

【井上委員】 はい。今の視点から見ますと、著作権法というのは、著作物の最終利用者の利益がなかなか反映しづらいという問題がございますので、いっそのこと建て替えてしまいたいというような誘惑に駆られることもございますけれども、そう簡単に建て替えというのはできるものではございませんので、著作権者、それから著作物を伝達する事業者、そして最終利用者である一般市民が、二項対立に陥ることなく、三方よしとなるような形で、知恵を出し合って協力しながら、今の制度を漸進的によくしていきたいと考えております。

本審議会、あるいは私の分属となりました著作権分科会も、そうした検討を行うフォーラムであり、微力ながら貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に岩崎委員、お願いいたします。

【岩崎委員】 おはようございます。無形文化遺産部会に所属しております岩崎と申します。今年度は、私たちの部会にとって、とてもチャレンジングな年になるのではないかなと予測しています。それは、文化財保護法の改正に伴って、無形文化遺産部会が扱う案件が生活文化を含むことになる。もう既に茶道とか華道とか書道、食文化などという言

葉が飛び交っています。それから、さらにそれに加えて、もう既に皆さん御存じかと思いますがけれども、首相の今年の施政方針演説では、日本酒や焼酎のユネスコ登録を目指すというようなことも言われております。いずれ私たちの部会で、そういった案件が取り上げられるようになってくると思います。

これまで、私としてはユネスコ無形文化保護条約に関わってきておりまして、こういった進展というのはとても喜ばしいことだと歓迎しています。それは、ユネスコの条約では無形文化遺産を広く定義していきまして、慣習とか描写、表現、知識など、私たちの日々の生活に関わる知識一般を含めています。一方で、文化財保護法を根拠とする日本の無形文化遺産の扱いが限定的である。この問題点について、私も審議会で何度か意見を述べさせていただいてきました。今回の改正で、生活文化を含むということになります。そうすると、より広い視点で無形文化遺産を考えることができるのではないかと期待しております。もちろん、私たち部会での仕事は、これまでも増して柔軟な発想ですとか思考が必要とされてきます。生活文化が含まれることによって、無形文化遺産に対する一般・社会的な関心がぐっと高まることも大いに期待されます。

この審議会では、この部会の議論の進捗状況を随時報告していきたいと考えています。ということで、本年度もよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 よろしく願いいたします。

それでは、次に大淵委員、お願いいたします。

【大淵委員】 東京大学の法学部と普通の大学院とそれから法科大学院で、著作権法を中心とする知的財産法という法律を教えております。

今般も、著作権の関係でこの審議会に入れていただいておりますが、著作権というのはこの審議会でも取り扱っている文化のために大変重要なものであります。ここにおられる方は大半がクリエイターの方々だと思いますが、文化のクリエイターの皆様が、著作権という権利なくしては、国家や大企業などに依存せずに自ら二本の足で立ってクリエイターとして生きていくことができないという、非常に重要なものであります。この頃離職する方が多くなってきているという方がいらっしゃると思いますが、そのようなことを防いで、きちんとクリエイターとして、文化の担い手として生きていくために不可欠の、言わば我々の日々の米のようなもので、もうそれがなければいけないという重要なものでございます。

また、著作権というのは、表現の自由のエンジンであると言われるのですが、そのような観点からすると、よく考えると、まさしく文化のエンジンでもあるのであります。

エンジンがなければ車は走りませんから、そのような意味で、著作権というのは文化にとって重要なものなのですが、皆様がやられている文化について、著作権という基盤というかエンジンというか、そのようなものを通して文化のために皆様をお支えさせていただければと思っております。

著作権というのは、皆様が心血を注いで作られた、著作物と言いますけれども、作品のほうに分かりやすいかもしれませんが、皆様の作品について人格的な利益や、経済的な利益をお持ちかと思うのですが、著作物は人格発露物とも言われますが、皆様の人格の結実物をきちんと人格面・経済面の両面からお守りして、皆様の労苦、御苦労されたところにきちんと報いて、きちんと皆様にリターンと申しますか、対価を還元していくようにするということが肝要であります。

最近、著作権については大変に議論があって、いろいろ荒れている面もあり、先日のこの審議会でも、御不満等が出されていました。先日残念ながらお亡くなりになった加戸守行先生という立派な先生が、現行の著作権法をつくられましたが、よくこの現行の著作権法を読むと非常によくできた法律であると思います。あまりきちんとこの加戸先生のつくられた力作、作品を理解せずに、いろいろ御不満が出されることもあるのですが、これは昭和45年の法律ですが、一番コアの部分は、現在でも十分通用するものであります。その一番コアな部分をきちんと理解しつつ、ただ今の技術面はいろいろ昭和45年から変わっておりますので、コアの部分は変わらないが、そこにうまく今の技術面にもきちんと当てはまるようにうまく変えていかなくてはいけないということだと思います。その一つが、補償金というものであり、これがあってユーザーとクリエイターがウィン・ウィンになるということはお話ししました。要するに、前も申し上げましたとおり、我々としてはユーザー、ユーザーの代表の河野先生もいらしていますが、ユーザーとしてもきちんと使えなくてはいけないけれども、クリエイターにもきちんとリターンがいくということです。二項対立的に、すぐクリエイター対ユーザーの対立で単純化されるのですが、あまりユーザーとクリエイターとがいがみ合ってもしょうがないし、どうせ我々は両方の立場を兼ねていますから、結局ユーザーにとってもプラスになるし、クリエイターにとってもプラスになるというのを考えていくことが肝要であります。そのためにいろいろ知恵を絞った成果物の一つが補償金であり、自由にユーザーは使えるようになり、その代わりに補償金という形でクリエイターにリターンが行くのであれば、まさにウィン・ウィンの関係が実現できます。従前はなかなか日本の場合、補償金を使いこなせなかったのが、ようやく最近使

いこなせるようになってきております。このように、二項的対立ではなくて、要するに我々は両方兼ねていますので、トータルなバランスが取れて、両者がハッピーになるような制度を検討することが必要だと思えます。

私としては、文化をお支えする立場なのですが、文化の最先端の状況については、この審議会に出るのが一番分かりやすく、大いに勉強させていただいております。その最先端のお話を伺わせていただければ、我々の仕事に非常に役に立つと思えます。

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、次に沖森委員、よろしくお願いいたします。

【沖森委員】 国語分科会に所属する沖森でございます。聞こえておりますでしょうか。専門は日本語学であります。よろしくお願いいたします。

近年は、SNS など匿名性の高まりとともに、様々な言説が目に触れるようになっております。それは、社会生活を多様化していく一方で、人の気持ちを傷つける言葉も多く見受けられます。本来、言葉は、豊かなコミュニケーション手段であるべきものが、逆に息苦しい人間生活をつくり出している場合も少なくないようであります。

このことは漢字表記の面にも及んでいることを、国語分科会における昨年度までの障害の表記をめぐる議論の中で痛感いたしました。これを1つのきっかけとして、人を思いやる心をどのように醸成し、言葉による社会生活を快適なものにしていくためにはどのようなことに留意すべきかということ、様々な観点からじっくりと考える必要があると改めて思っている次第であります。意図せず何げなく用いている日常的な言葉のあるべき姿、広い意味での文化をめぐって、さらに議論を深めていく1年にできたら幸いであると考えております。

以上、簡単でありますけれども、自己紹介に代えさせていただきます。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に河島委員、よろしくお願いいたします。

【河島委員】 同志社大学の河島と申します。専門は文化経済学という分野でして、その視点から文化政策やあるいはコンテンツ産業という、自立的に営利ビジネスとして一応成り立っているような文化産業の研究もしております。

昨年は、この両方にまたがる研究で2冊本を書くことができました、1冊は「新時代のミュージアム」というものでして、もう1つは「コンテンツ産業論（第2版）」というもの

で、出版、放送、映像、音楽などの成立の経済基盤と、それと、もちろん著作権というのはとても大事な、制度を支えるものですので、それについても研究をしております、そのことについても本の中では言及しております。

それで今年、今年度は、著作権分科会と文化政策部会と、それと新たに無形文化遺産部会に所属させていただくことになりました。文化政策部会が一番自分には近いかなと思っていてまして、その中では、先ほど会長の御挨拶にもありましたように、やはりコロナ禍でのアーティストや文化産業、文化団体に所属する人たちの生活の困窮ですとか、それから、ミュージアム等も新たなオープンの仕方というものを探って、いろいろと非常に大きな変化があった1年ですけれども、これがまだ過去形ではなく、今後も続いていく予想がありますので、それにどう立ち向かっていくかということは、委員の間では大変関心が高いところですよ。

審議会の、文化政策部会での中心的な審議事項としては、基本計画の4年目に入るその中間評価ということがあろうかと思ひますし、これはきちんとやっていこうと思ひておりますけれども、それと加えて、次の計画に向けての議論というのが始まるかなと思ひておりまして、そういう意味では、近年の文化観光という分野ですとか、文化財の活用、それから食文化をはじめとする生活文化という分野と文化庁の関わりが生まれているということで、文化庁にとっても新たな局面を迎えているのではないかと思ひますので、その辺りの視点も幅広く持ちながら、どう次の基本計画へのつなぎというものをしていけるのかなと思ひています。

最後に、京都の大学にいる者としましては、文化庁、京都移転が、少しずつではありますがありますが、いよいよ本格化していくのであろうと、大変楽しみにしております、それに関しても何か、京都に住んでいる者としてはやはりお手伝いしたい気持ちはたくさんありますので、その部分も含めてどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に河野委員にお願いしたいんですが、河野委員、御新任であられるので、それも含めて御挨拶賜ればありがたいと思ひます。

【河野委員】 分かりました。皆様、初めまして。このたび文化審議会委員を務めさせていただくことになりました、日本消費者協会の河野康子と申します。長年、消費者の権利の擁護など、消費者を取り巻く諸課題に取り組んでまいりましたので、文化審議会の委

員が務まるのか、とても不安に感じているところでございます。

一方、この間、著作権分科会の臨時委員として、著作権に関する制度整備の検討の場に参画させていただいておりまして、その審議を通じて私が強く意識したことがございます。それは、私を含め日本国民は、日本の文化芸術のこと、そして豊かな文化の創造や創作に対して、あまりにも知らないことが多いということでございます。著作権に関しては、その提供方法、国民目線でいいますと入手方法というのが、デジタル技術・情報通信技術の発達によって大きく様変わりしておりまして、改めて適正な対価の還元によるクリエイターの皆様の保護と、新たな創造の力へつなげる持続可能な仕組みの在り方が問われていると考えます。

また、現在はコロナ禍で人の移動が制限されていますが、急増しているインバウンドの観光客に対して、日本文化のすばらしさをしっかりと伝えることができているのだろうかかと不安になることもございます。伝えるべき文化は、観光地や観光資源に関することだけではなく、国民の意識であり、たたずまいであり、胸を張って自国の文化について語ることができるのかと考えると、まだまだやることがたくさんあるのではと感じております。周りを海に囲まれた、自然の豊かな日本で生まれた様々な伝統芸術と言われるもの、そして近年、世界から注目を浴びている「かわいい」に代表されるような日本のポップカルチャー、それから、礼儀を重んじ、ハレとケのめり張りを大事にする国民性、日本独自の美意識を端的にあらわしたわび・寂など、私たち国民がもっと日本文化、日本の文化芸術を知り、理解を深めることで、より豊かな暮らしを築くことができると信じています。

特に、革新的な技術が次々に生まれる DX 時代を生きる若い世代を巻き込むことで、日本の文化芸術とそれらを創り出す多様なクリエイターの皆様に対して尊敬の念をしっかりと持ち、同時に、国民一人一人が日本文化芸術の価値の発信者となれるように、しっかりとした議論が必要だと考えております。

大変微力ではございますけれども、国民目線で力を尽くせればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐藤会長】 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に島谷委員、お願いいたします。

【島谷会長代理】 島谷でございます。私は文化財分科会と博物館部会に属しております。直接の専門は日本の書の歴史を研究しておりまして、博物館の世界に入りまして今年で 36 年になります。そういったことからこの両部会・分科会に属させていただいていると

思います。今、コロナ禍におきまして、両部会として、文化財の保存と活用というのを改めて考えさせられる時期に来ているのではないかと思います。

政府の方で活用を推進するよにということで、様々な施策をしていただいております。例えばインバウンド対策で多言語化であるとか、デジタル対応であるとか、アーカイブ構築であるとか、いろんな施策で予算をつけていただいております、かなり職員が大変な状況にはなっていますが、コロナ禍だからこそ準備できること、それをしっかりやる必要があるのではないかと考えております。

ただ、こういう活用だけを論議するのではなくて、文化財分科会もそうでございますけれども、活用するためにはその保存管理というのが非常に重要になってまいります。保存管理をしないで活用だけやりますと、文化財が疲弊していくことになりますので、文化財保護というのは、この保存と活用の両者があって初めて保護法が機能するのではないかと思います。政府、我々の現場としても、ブレーキとアクセルを両方巧みに使ってやらなければいけないということを考えております。両部会においても、そういった文化財を継続的に活用し、保護し、それを広報していくような仕事につながるような論議ができればいいと思っております。

また今年1年、皆様にお世話になりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、次に茶園委員、お願いいたします。

【茶園委員】

どうも。私は、大阪大学で著作権法をはじめとする知的財産法を教えております茶園成樹と申します。よろしくお願いいたします。私は著作権分科会に属させていただいております。既に何人かの先生方がお話しされたように、著作権法という法律は究極的には文化の発展を目的としておりますが、文化の発展というのはどのようにすれば実現できるのか、そもそも文化の発展ということ自体が必ずしも明確ではなく、人によって様々な考えがあるでしょうから、なかなか難しい問題ということになります。

著作権法に携わっている主たる人々、プレーヤーは、クリエイターとユーザーですが、少なくともこの2者は対立する利益を持っております。このように著作権法に携わる人々は様々な利益を持っております、文化の発展を実現するためには、結局のところ、これらの携わる人々の利益を調整することになるのですけれども、その調整はどのようにすればよいのか、前に言いましたようになかなか難しいということになります。とりわけ今

後は、コロナ禍の影響の下で新たなことを考える必要はあるのではないかと思います。コロナもいつかは収束するでしょうが、恐らく収束しても、全く今までどおりに元に戻ることにはならなくて、この影響をずっと受け続けるのではないかと思いますから、アフターコロナにおいても、文化を発展させるにはどのようにすればよいか、そのために、著作権法をどのようにすればよいかについて考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に中江委員、お願いいたします。

【中江委員】 中江有里です。国語分科会の国語課題小委員会というところに属しております。ふだんは女優で、物を書いたり、あとは歌を歌ったりしているんですけども、学者ではないんですが、日々言葉を使う、それを立体的に肉体を使って表現するということをなりわいにしていますので、紙の上ではない言葉というか、国語というものについて常に意識しております。

時代とともに言葉というのは変わってきますし、その価値観であるとか、自分でも気づかないうちに刷り込まれているような、そういったものに対して、言葉の扱いは本当にどんどん難しくなっているなと感じています。10年前だったら問題なかったことが、今は違うということも多々あります。その中で、歴史を踏まえながら、委員の皆さんと議論を重ねていく中で、国語をどのように先へつないでいくのか、そういったことを微力ながらまい進していけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 よろしく願いいたします。

それでは、次に西岡委員。西岡委員も御新任ですので、それも含めて御挨拶いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【西岡委員】 初めまして。西岡と申します。大阪芸術大学の文芸学科というところに属しております。大阪芸大の文芸学科というのは、主としてライターになりたいという学生たちを教えておりますので、言葉あるいは文字の問題などと日々深く関わっているのですが、私の専門は民俗でございます。今まで、主として無形の民俗文化財の保護という立場で調査あるいは研究をしております。これからはより広い文化という分野から考えていけないといけないので、様々勉強させていただきながら、私の、微力ながら何かお手伝いができることがあればと考えております。

今現在も、ある地域の無形民俗文化財の調査に入っておりますが、3年計画の今年2年

目なのですが、恐らく今年も祭りを開くことができない、つまり調査ができないという状態でございます。恐らく全国の大小様々な祭り行事、つまり年1回しか行われない祭り行事のほとんどが昨年度は実施できていない。今年の春の祭りもほぼ恐らくできないという状態です。つまり、最悪、2年続きで祭り行事が実施できないところが大半だろうと思います。これは民俗文化、特に無形、身体伝承とか言語伝承とか、あるいは心意、無言で伝えられるものなどといったようなものが2年続けて行われないということになると、これはもう伝承の危機です。大変これは困ったことだと思っています。

すぐに答えが出ることではないかと思います。あるいは民俗文化だけではなくて、広く文化の大半がこういう形で、コロナで実際に行えないというのは、伝統あるいは伝承を引き継いでいくためには大変なマイナスになっていると思います。そういう危機感を持って、この会議に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 よろしく願いいたします。

それでは、次に浜田委員、お願いします。浜田委員も御新任ですので、それも含めて御挨拶をお願いします。

【浜田委員】 よろしく願いいたします。浜田と申します。私は、専門は日本語教育です。この審議会では国語分科会に所属をしております。今、京都教育大学というところに勤めておりまして、学校教員の養成を主な仕事にしているんですけども、グローバル化が非常に進んでおりまして、日本に来られる外国人の方も日々増えております。今、コロナ禍ということで、少し外国との人流が止まっているんですが、その中でも少しずつ学校の中に日本語が母語でない子供たちが増えているという現状があります。職場では、そういった学校教員になる人たちに、日本語が母語でない子供たちの指導について教えているわけなんですけれども、子供に限らず大人も含めまして、今、日本社会の中には多様な言語や文化の背景を持つ人たちというのが非常に増えているというふうな状況です。

そうしますと、社会の中に非常に多様性が増していくということなんですけれども、この多様性を弱点ではなく強みになっていけるような、強みにしていけるような、そういう施策が今、求められていると感じています。特に言葉の面で、言語の政策をどのようにしていかなければいけないかということを、是非皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

2019年には、日本語教育の推進に関する法律が施行されまして、日本語教育の推進が、国の責務として法的に位置づけられるということがありました。国語分科会では、その日

本語教育につきまして、どのように質を維持・向上させていったらいいかということで、昨年度につきましては、「日本語教育の参照枠」、例えば日本語を教えたり、勉強したり、あるいは能力の判定をしたりするときに必要になるような枠組みというのを作成しました。今年度は、それをどうやって広く皆さんに知っていただいて活用していただくかということも含めて、社会に提案をしていきたいと考えています。また、日本語を教える先生方、日本語教師の資格についてもきちんと社会的に位置づけるということで、別途議論を進めております。

また委員の先生方からいろいろ教えていただきながら考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、次に藤井委員，お願いいたします。

【藤井委員】 藤井でございます。私は文化財分科会に所属しておりまして、日本の建築史を専門にしております。それで、今、私は現場に多く関係しているので、そこでいろいろな課題があるんですけれども、建造物それから史跡、あるいは世界遺産というふうなところに、いろいろな委員会で現地の問題を担当させていただいているんですが、それで先ほどお話がありますように、保存と整備あるいは活用、保存と活用というときに、整備という形で具体的には現場が進行するんですね。そうしますと、例えば建造物ですと、これは観光との問題で、どのぐらい公開していくのか、あるいは閉じるのかという、ここら辺が非常に各現場で難しい問題をやっぱり抱えております。

それから、次に史跡ですと、例えば復元の建物というのは日本中にどんどんいっぱいできているんですけれども、これが実は今、どんどん時間がたっていますから、壊れつつある。それをどうやって修理していいのかというふうな問題、これは活用の非常に重要な問題なんですが、これが事実上、手つかずになっていて、各都道府県・市町村で、そこでお金を出しながらどういう修理をすればいいのかという方法がまだ確定していないので、そういうことを考えなきゃいけない。

それから、世界遺産ですと、これは私、個別的には幾つかありますが、例えば軍艦島というのがあります。そうしますと、これは大変環境条件がよなくて、大きな台風が来るたびに防波堤が壊れていくと。壊れていくと島がなくなってしまうので、それをどうやって、ガードしなきゃいけないんですけれども、それにまた膨大なお金がかかるというふうなことを抱えておりまして、ですから、文化財に指定されて、それから後、これを活用整

備していく、活用のための整備をしていく段階において、多様な問題が実はいっぱいあります。そういう問題を、これは日々その現場に行くと議論しているので、これをまたもう少しきちんといろんな形でアフターケアできるような仕組みができればいいなと考えております。

ですから、現場と法律、それから現場と中央官庁、この間をうまくつなぐことができればいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に松田委員、よろしくお願いいたします。

【松田委員】 松田でございます。私は、文化財や文化遺産の保護に関する社会思想・制度を専門にしております。この文化審議会の中では、3つの部会に今年度は所属することになっていまして、文化政策部会、世界文化遺産部会、それから無形文化遺産部会の3つとなります。いずれも継続です。これらの3つの部会に出ていますと、法令ですとか、その法令を使って物事をどういうふうに動かしていくか、つまり運用に関するテクニカルな話に議論が集中することが多いです。それはとても重要なことですが、一方で、2つぐらい大きな問題意識を持って、これらの議論を進める必要があると思っています。

1つは、文化財とか文化遺産の概念がどんどん拡大してきていることをどう考えるかということです。かつては美術工芸品と歴史的建造物に限られていた文化財に史跡名勝天然記念物が加わり、その後、無形文化財、民俗文化財が加わり、さらに伝統的建造物群、文化的景観が加わりました。そして今の日本では、生活文化も文化財になろうとしています。また、こうした文化財の種別の拡大とは別に、文化財の示す時代がだんだん現在に迫ってきているという拡大もあります。かつては、近代以降のものは文化財・文化遺産ではないとみなされていたのが、今ではもう立派な文化財・文化遺産になっています。さらには、現代、例えば戦後のものも文化財・文化遺産になってきている。

また、かつては社会のエリート層が生み出したものが文化財・文化遺産だったのが、今や、庶民が作り出したものも文化財・文化遺産になっています。

このように、文化財や文化遺産の概念はどんどんと拡大してきています。そして昨今では、未指定の文化財も守っていこうとなってきました。こうした拡大の流れは、今後どうなるのかというのが気になっています。果たして全部保護できるんだろうという点も含めて、これが私の中での1つの大きな問題意識です。

もう1つは、文化芸術の創造との関係です。文化庁の施策の大きな柱は、文化財保護と

芸術文化振興ですが、1つは古いものを守っていきこうとし、もう1つは新しいものを創り出そうということです。お互いがお互いを尊重し合っているように見えますが、実際には両者は没交渉というか、ほとんど対話がないという状況がずっと気になっています。もう少しお互いがお互いを深め合うというか、両者をうまくつなげられないかと考えております。

そして、それが文化財の活用という話につながるのだと思います。文化財の活用は間違いなく進めていかないといけない。しかし、先ほど島谷委員がおっしゃっていたように、保存管理も大事です。ここら辺をどう整理するのかという大きな問題があるような気がしています。

部会ではどうしてもテクニカルな話が中心になるんですが、こうした大きな問題意識を持ちながら議論ができたらと、そのようなことを考えております。

今年度もまたどうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次に宮崎委員、よろしくお願いいたします。

【宮崎委員】

よろしくお願いいたします。私は文化財分科会と美術品補償部会と博物館部会に所属しております。本務は実践女子大学というところで美術史を教えております。私の専門は中国絵画史でして、日本における中国美術や中国文化の受容なども併せて研究して、多くの学生たちは、学芸員になることを希望して大学に入ってくるという状況です。

専門性からいっても、日本中の美術館あるいは中国、台湾、アメリカ、カナダ、ヨーロッパなど、様々なところの美術館で調査をさせていただいて、また、アメリカとか中国とか台湾とかイギリスでは長期研修もしております。そのときに、様々な美術館の現場の方々から直接に、いろいろな話を伺い、現場の状況を目にしたりしてきましたし、また、いろんな形で美術館と関わる仕事をしている卒業生も何人かいます。そういうところの現場の状況を耳にしたり目にしたりしたことを思い出しつつ、この文化庁の部会や会議に出ていると、いつも何かしら思うところはあるのですが、特にこの新型コロナという新しい状況の中で、今までの博物館・美術館では、特に観客動員数で展覧会を評価する傾向があったり、また、インバウンドと結びついた文化政策も推進されてきたと思うんですけれども、やはりそれをもう一度根本的に見直して、文化とは何か、それをどうやって保存して国民のものとして共有していくかという問題を考えることが今必要なんじゃないかと思

ます。

関係している部会の美術品補償部会も、もともとその実現には、全国美術館会議が希望し、尽力して成立した法律ということですが、当初の希望とは随分違う形で、非常に大きな展覧会で、新聞社とかが関わらない限りは、とても申請できないような形の立てつけに今はなっていて、それを何とか変えようともう少し使い勝手のいいものにしたいということが議論されてきたんですが、なかなか実現しないという状況です。

あと、博物館部会にも参加して、皆さんからいろいろ勉強させていただきましたが、これまで私が関わってきた現場の友人や若い卒業生たちの話では、特に私の学生だったような人たちは、小規模館に勤務し、あるいは非正規雇用という形で働いている人が、圧倒的に多いんですね。館の状況によっては、労基署マターになるような状況で働いているという、そういうような仕事の仕方を余儀なくされている現実もあるようです。それを様々な形で美術館勤務をした経験のある友人に話したら、昔はどこでも、そういう状態で、どんな美術館も、大きなところでも、そうだったと聞きました。現実には、館ごとでいろいろなケースがあるとは思いますが、一つ言えるのは、どこでも非正規の人が多く働き、学芸員の主な仕事を担っている場合もあることは確かです。非正規雇用については、博物館美術館だけでなく、ほかにも似たような状況だから仕方ないといわれそうですが、でも、そう言ってしまうともうおしまいなわけで、特にそのような非正規雇用は女性が担っている現状が、明らかにあります。女子大だからそういう話をよく聞くだけではなくて、美術史の学生も女性の比率が多く、美術館も女性の比率がかなり多い職場といえます。その中でも非正規の働き手を女性が担うという形で成り立っているという現状を、目の当たりにしています。だから、男女共同参画とか、女性が活躍する社会とかいう政策からしても、そういう一つ一つのところから何かできることから変えていくために、文化庁も適切ななかじ取りが求められると思います。

あと、美術館とか博物館は非営利であるというのが、博物館法とか ICOM の宣言でも明示されているんですけども、文化というのは、少なくとも短期的な営利を目的としては成り立たないものだと思います。営利目的にしてみると大事なものが消えてしまう可能性もある。だからこそ公的なサポートが必要で、文化庁が重要な役割を果たすことになると思います。かすみを食べて生きていくわけにはいけないので、最近の選択と集中で何か盛り立てるという方向はある程度やむを得ないと思うんですが、会議に出ていて、出てくる書類を見ると、選択されるためにどれだけのペーパーワークをして、どれだけの労力を使

わなきゃいけないかということをつも目の当たりにして、そこにかかる時間と労力、ただでさえ人手不足な現場がそういうふうなことをこれからもやり続けないと、しかも、ある程度の短期的なスパンでの助成も得られないとすると、それは、問題じゃないかなという気がしてしまいます。そういう余裕がなくて申請できないところが置き去りにされたり、完全に消えていってしまうのをそのままにしていいいのかと感ずます。そういうことも含めて、関わっている補償部会とか博物館部会で、私などができることは僅かですが、何らかの形で、お役に立てたらいいなと考えております。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺委員】 著作権分科会に所属しております。作曲家としては、例えばNHKの大河ドラマとか朝ドラとか、そういうテレビのドラマ音楽あるいは映画音楽、また、ポップスでは、さだまささんのデビューから現在に至るまで、プロデュースと編曲を担当するというようなことをやってきております。また、洗足学園音楽大学において、作曲志望の学生の指導にも当たっております。

著作権という観点では、ほかの委員の方々のお話に出てきますユーザーとクリエイター、これが対立関係にならないといいなと常々思っておりますが、そのユーザーの方にこのクリエイターにとっての著作権の重要性ということを理解していただくことはなかなか難しいと常々感ずております。

例えば、ポップスにおける歌物と呼ばれる、歌ですね、そういうものを専門に書く作曲家、作詞家、このクリエイターにとっての印税というのは本当に重要なんですね。歌物の作曲、例えば私も歌物の作曲をすることがありますが、歌物に関しては、作曲をした時点では収入を得ることができません。作品を書いた時点においては、奉仕のようなものでゼロ円なんですね。これが常識になっております。ですから、これが本当に発売されて売れることによって、初めて収入を得るとというのが現実です。ということは、そのCDが例えば具体的に何枚売れるかということにかかってきているわけです。あるいはカラオケでどれだけ歌っていただけるかということにかかってきているわけですが、この収入がどのぐらいのものなのかということも具体的に世の中に発信していくことによって、なるほど、それほど高額ではないんだなということも理解していただく必要があるかなとまで思っています。

例えば、CDが1枚売れると大体作曲家が幾らもらえるとか、出版契約などもしております

すから、そういったことも差し引かれて、大体1枚につき3円から4円入ってくると。現実的なこととお話ししますと、昔ですと100万枚ヒットとかいう夢を見られる時代でしたが、今、いろいろサブスクリプションサービスとかいろんなことが出てきて、CDの売上げ自体が激減していることは事実です。そして例えば1万枚売れても、ヒットチャートに入ってくるような時代を迎えておりますので、ヒットチャートに入りました、よかった、1万枚売れた。で、3円、4円ということですと、そこで初めて1曲につき4万円の収入を得るということなんですね。ですから、一生懸命書いても3,000枚ぐらいしか売れないというのは多々ありますが、3,000枚売れた場合はそれだけの、1,000枚で3,000円、4,000円ということですから、その倍数で1万幾ら入るとというのが現実なのであります。

ですから、そういった現実、例えばカラオケで1回歌われると1円入るとか、具体的な数字を世の中の方々に知っていただいて、それを専門にするクリエイターにとっては、本当にこの著作権というものが守られなくなってしまうと、もう仕事を続けていくことはできない。そして、ミリオンセラーを出せるような作曲家というのはごく限られた作曲家、作詞家なので、そういう方々を抜かして、ほかの方々は廃業せざるを得ないというような時代に向かっていく可能性があるということを認識していただくことによって、ユーザーの理解が得られ、その結果、著作権が守られていくというようなことではないかなと思っております。

また、本日、著作権とは別のお話で、音楽家としてお話ししておきたいと思うことは、オーケストラという、クラシック分野に対しての助成の重要性ということですね。私はクラシックの分野にも関わるオペラを書いたりもしておりますが、ほとんど商業音楽の分野で活動してきた作曲家であります。かれこれ四十数年活動しておりますが、そういう自分として感じることは、私たちがふだん一般的に耳にする音楽の大半、そのほとんどが西洋音楽の影響を受けたものと言えるのではないかと。そして、例えばポップスにしろ、映画音楽などにしろ、そのときに、皆さんが聞かれたときに、その中で奏でられている、例えばストリングス、弦楽器ですね、あるいは木管楽器、金管楽器、こういったサウンドを耳にするとおもいますが、それらを演奏している演奏家というのは、そのほとんどがスタジオミュージシャンと呼ばれる方々なんですね。このスタジオミュージシャンと呼ばれる方々がスタジオで演奏し録音される。それを我々が耳にすると。これがほとんど世の中で聞こえてくる音楽の大半を占めている。そのスタジオミュージシャンというのはどういう仕事かというと、初見で見た、初めて見る譜面、事前にもらうことはないですね。スタジオに

入って初めて見るその譜面を、1回のリハーサルを経て、2回目はもう本番という、そういうスピードで録音していきます。そういう中できちっとした演奏をこなせるほどの実力が要求されるという非常に厳しい職業なんですね。特にストリングスセクションに関しては、幼少の頃からもう弦楽器を学び始め、一般的に音楽大学を卒業した優秀な方々ばかりで編成されていると。

私は、音楽業界でもう48年ほど作曲家として、ポップスからクラシックまで幅広いジャンルで仕事をしてきましたが、この半世紀近くの間で、このスタジオミュージシャンの演奏のレベルというのは格段に上がったと感じています。40年以上前の時点で、さだまさしさんとともにアメリカにレコーディングに行くようなことがありましたが、なぜ海外に行くかという、その当時の日本のスタジオミュージシャンのレベルが正直言って低かったと。やはり海外に行くと、よりよいストリングスセクションの録音ができるとか、そういった現実があったと。今においても、現在においても若干そういう傾向がないとは言えませんが、それにしましても、この四十数年で日本のスタジオミュージシャンのレベルというのは非常に高くなりました。とても満足できる録音ができるレベルに達していると感じますし、東南アジアで言えば、例えば韓国からわざわざ日本にレコーディングに来るといった現実もあります。

それほどレベルが上がったこの背景には何があるかということで、一番に考えられるのは音楽教育の教師のレベルが上がった。音楽教育をしていく上での教師のレベルが上がったことによって、そういった質の高い演奏家を育てることができているということですが、音楽大学において演奏面を指導する教授の大半は、その楽器のソリストあるいはプロのオーケストラ団員として活躍している方々、あるいはその経験者であると思うんですね。このオーケストラもこの何十年かの間に、海外からも含めた優れた指揮者、コンダクターとの交流の中で、西洋音楽の伝統をより深く理解して、オーケストラ自体のレベルもこの何十年かの間にどんどんと向上し、そして、そこでオーケストラ団員として学んできたこと、身につけてきた音楽性を、今度は指導者としてその指導に生かすということを繰り返してきた結果、以前に比べてより優れた演奏家を世の中に輩出することにつながり、その結果として、それはクラシックのプレーヤーだけではなくて、スタジオミュージシャンとして活躍している方々の質の向上に貢献したということが言えるのではないかと思います。

したがって、我々、日本国民がふだん耳にする音楽の演奏レベルをより高めていくためには、今後も優れた教師が必要であると。これはもう絶対的ですね。その教師を育てると

いう意味からも、日本におけるオーケストラの存在が欠かせないわけですね。このオーケストラという存在、ポップスとは対極にあるような感じに一般の方々は受け取られるかもしれませんが、このオーケストラの存在なくしては、もうこういう教師のレベルから、いろんなものが下がっていくということですね。

ですから、余裕を持ってこのオーケストラが活動できるように助成をお願いしたいと、ずっと私は申し上げてきているわけですが、これは単純にオーケストラを維持するということは、本当にこの日本国民にとって様々な音楽を享受していく中で、より質の高い音楽を聴くことができるという、その喜びにつながるんだということを強調しておきたいと思います。日本が世界に誇るアニメに関しても、それには必ず背景音楽がついていますね。劇伴と言われるものがついています。海外でそのコンテンツが視聴されたときにも、その演奏レベルが、欧米と比較しても勝るとも劣らないものであり続けてほしいと、作曲家としては願っております。このクラシックの音楽の伝統を継承し、それをさらなる高みに持っていく努力を重ねている指揮者とかオーケストラ、こういう存在があることから大きな恩恵を被っているんだということをお伝えしておきたいと思います。

現在、コロナ禍のために、様々な音楽関連事業、クラシックに限りません、特にコンサート関連がダメージを受けています。でも、その中にあって、もともとこのオーケストラというのは非常に大所帯ですね。60人、70人という編成でもってコンサートを開いていく。五、六人でバンド演奏すれば、それと比べた場合に、同じような料金体系でコンサートを開けば、物すごくコストパフォーマンスは悪いわけです。しかしながら、オーケストラの運営は非常に厳しい状況の中にはありますが、日本の音楽文化の基礎を担うこのオーケストラへの助成というのは非常に大事であるということを強く思います。引き続きオーケストラの助成ということをよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

最後に、私も一言自己紹介させていただきますと、私、日本史を専攻しております。文化財とも長くお付き合いしてきたということもありまして、今は文化財分科会と世界遺産部会に属させていただいております。歴史を学んでいるということもありまして、私はこの審議会において気をつけてきたのは、議論に当たっては、できるだけ100年先、200年先を見据えた形で、文化、文化財を考えていきたいと思ってきたということでございます。

それで、ただいま意見交換を、各分野を代表する委員の皆様のお話を伺って、大変勉強

になって、有益な時間を過ごさせていただいたという感がございます。

今日、文化については、コロナ禍はもちろんですが、コロナ禍だけではなく、多くの課題に直面していると思いますが、審議会としても持続可能な将来を見据えた形で、幅広く柔軟な議論ができればいいなと思っております。

また、今日の意見交換のような内容はあまりこれまでなかったように思いますが、こういった充実した内容については、できれば審議会としても、国民の方にも発信できるようなことがあればいいなと思いました。

そして、現在はオンラインでしかできませんけれども、いずれ対面で皆様方ともお会いできればありがたいと思います。今年度どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、そろそろ予定の時間ということでございますが、今後、各分科会・部会におきましてそれぞれの審議を進めていただくことになります。それが実り多い審議となりますよう、各委員の皆様におかれましては、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局からの連絡事項、お知らせをお願いしたいと思います。それが終わりましたら閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【山田企画官】 政策課の山田でございます。今後は当面、分科会及び部会ごとに会議を開催するということになっておりますので、今後の会議の日程につきましては、それぞれの担当課から追って御連絡を差し上げます。

私からは以上です。

【佐藤会長】 それでは、どうもありがとうございました。

— 了 —